

財務省告示第二百四十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年七月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年八月七日

財務大臣 伊吹文明

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 の法条項及びその振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（十年）（第二百五十八回、第二百六十回、第二百七十二回、第二百七十三回、第二百七十四回、第二百七十六回、第二百七十七回、第二百七十八回及び第二百七十九回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十三回、第四十四回、第四十五回、第四十六回、第四十七回、第四十八回、第四十九回、第五十回、第五十一回、第五十二回、第五十三回及び第五十四回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替用を受けけるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号）に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行のうち利回り格差の小さい各申込みのうち利回り格差の	各申込みのうち利回り格差の

方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格
さいものからその応募額を順次	額	千円	五万	の記載又は記録による最低額面金	平成二十年七月十六日
割り当て額	千三百四十一億	千三百四十一億		の金額は、最低額面金と	百円につき、次の算式により算
さいものからその応募額を順次					出した金額

$$\frac{1 + \frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}}{100} \times \text{残存年数}$$

利子の率
経過利率
の払込み

(別表のとおり)
募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、第二

式により算出した金額を払い込
むものとする。期日に払い込

の率前十経行、
額の債の償は、
金の償らでがに
面債国から日合
の象国象日期
の象行の翌日
債行の発行日
国行の発行日
象行各発行の
対各各期する
行各各期する
對各各期する
額 / 100 × 各期する利子に日と過日(と) / 365

十 十 十
七 六 五

各 準 入 償 償
発 と 札 還 還
行 す の 金 期
対 る 基 額 限

十
四
利
子

頭 証 平 額 (別 表 の と お り)
売 券 成 面 金 額
買 業 二 十 年 七 月 十 一 日 付 公 社 債 店 本
参 協 会 が 発 表 し た 掲 載 さ れ
統 計 表 示 した 日 本

各 国 債 の 利 率 / 100 x 1
名 額 / 2

第 十 号 規 定 の 支 払 期 日 後 の 各
行 対 象 国 債 の 支 払 期 日 後 の 各
と 各 支 払 期 日 後 の 各
算 式 によ り 算 出 した 金 額 を
う だ し 算 出 した 金 額 を
日 当 た り 支 払 期 日 後 の 各
日 支 払 期 日 後 の 各
す る 日 当 た り 支 払 期 日 後 の 各

(二) 発行時に
係る所得
に振替口座
の記録を
口座に記載
するも、記
載した金額
に、前記の
金額に百分
金の額を乗
じ、該金額
額に、前記
の時においた
住者は、外
に、前記の
に出た金額
は、外国法
は、外国法
控除の税率
得税の税率
を乗じた金
額を所を

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付）第十回二百七十 （利付）第十回二百七十 （利付）第十回二百七十 （利付）第十回二百七十 （利付）第十回二百七十 （利付）第十回二百六十 （利付）第十回二百五十	一・六％ 一・六％ 一・五％ 一・五％ 一・四％ 一・六％ 一・三％	平成三年二月二十八日 平成十年二月二十七日 平成十年二月二十七日 平成九年二月二十七日 平成九年二月二十七日 平成六年二月二十六日 平成三年二月二十六日	十億円 三十億円 三十億円 五億円 五億円 二百八十億円 二百四十九億円

（別表）

十八 象国債の
元利支
利回り
日本銀行
た各発行対象国債の平均値の単

十九 払込場
入札参加
財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日
平成二十年七月十六日

（（利 第二付 五十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第九回 十二年 百）庫 七 債 十 券	（（利 第八回 十二年 百）庫 七 債 十 券
二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 八 %
十年平 日十成 二三 月十 二三	十年平 日十成 二三 月十 二三	一年平 日九成 月三 二十三	一年平 日九成 月三 二十二	二年平 日六成 月三 二十二	日年平 三成 月三 二十二	日年平 三成 月三 二十二	日年平 九成 月三 二十一	日年平 三成 月二 二十八	日年平 三成 月二 二十八
四十億 円	一億 円	三億 円	三十七億 円	円百 三十五億	十八億 円	百二十億 円	十六億 円	十億 円	十億 円